



2023（令和5）年8月4日

SNSのチャット勧誘トラブル等に対応するための特商法改正を求めます

全国消費者行政ウォッチねっと

デジタル化社会の進展に伴い、SNS関連の消費生活相談件数が急増（2021年50,899件、2022年60,552件）し、法規制による対応が待ったなしの状況となっています。

これについて消費者委員会「デジタル化に伴う消費者問題ワーキンググループ」は、2023年7月20日、SNSのチャット機能を利用した勧誘トラブルについて、特定商取引法による規制の検討が必要であると提言する報告書を取りまとめました。

この報告書は、現在多発しているSNS被害の実態を直視したうえで、その被害の予防・救済のための法改正を提案するものであり、高く評価できるものです。

よって消費者委員会は、この報告書をもとに、一日も早く建議を发出してください。

他方、消費者庁は、「「チャットを利用した勧誘」のような用例のない用語については、意味に紛れが生じないように内包と外延を明確に定義することが前提」、「（チャット勧誘と電話勧誘販売との）類似点と相違点を踏まえた検討がなされていない」などという意見を消費者委員会に提出しているようです（7月20日第15回WG資料2-1・2-2）。本来率先して規制強化を検討すべき消費者庁が、あろうことか、消費者委員会による提言の发出を慎重にさせようという態度をとっているように思われることは大変残念です。

消費者庁においては、消費者委員会が建議等の提言を出した場合には、これを重く受け止めて、直ちに上記チャット勧誘トラブルを含む特商法全体の改正についての検討の場を設け、特商法分野における消費者被害の予防・救済のための抜本的改正を実現するよう強く求めます。

以上